

「富山県最低賃金」が改定されます

富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や雇用形態（パート・学生アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

富山県最低賃金

時間額 948円

（現行比 +40円）

【発効日】令和5年10月1日(日)

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」等、様々な支援策を設けています。また、富山県において、業務改善助成金の上乘せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」制度が設けられています。ぜひご利用ください。

【業務改善助成金】

○問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター Tel: 0120-366-440

○申請先

富山労働局雇用環境・均等室 Tel: 076-432-2740

住所: 〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5



【富山県賃上げサポート補助金】

○申請・問い合わせ先

富山県人材活躍推進センター Tel: 076-411-9150

住所: 〒930-0805 富山市湊入船町 9-1



★最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の労働基準監督署へ

富山労働局

(R05.09)